

令和5年門審第14号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年8月1日10時52分

福岡県博多港第3区

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

全 長 3.37メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 221キロワット

3 事実の経過

Aは、FRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、令和3年8月1日10時50分博多港第3区のマリーナを発し、同マリーナ南方沖合の遊走海域に向かった。

ところで、a受審人は、平成30年に現有免許を取得した後、令和元年にAを購入し、これまでに約40回の遊走を行い、うち同乗者を約20回乗船させて遊走した経験を有し、同日09時10分から10時30分まで単独での遊走を行って前示マリーナに戻ったところ、知人から次回の遊走での同乗を要望されたものであった。

また、取扱説明書には、安全情報として、操縦者は同乗者に対して、体勢保持のため、前の人のかかまらるか後部座席前方に装備された帯状のシートバンドをつかむように指示することが記載されていた。

発航に先立ち、a受審人は、遊走中に同乗者が体勢を崩すと同人に危険を及ぼすおそれがあったが、知人は同乗経験者で指示するまでもなく自身の判断で無難に同乗できるものと思い、シートバンドをつかむように指示するなど、同乗者に対する安全措置を十分にとらなかった。

a受審人は、前部座席に跨乗して操縦に当たり、知人を後部座席に前方を向いて跨乗させ、目的の海域で遊走を始め、10時52分少し前福岡市東区に位置する標高21メートルの小岳山頂（以下「小岳山頂」という。）から104.5度（真方位、以下同じ。）430メートルの地点で、針路を180度に定め、毎時10.0キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

こうして、a 受審人は、10時52分僅か前小岳山頂から107度440メートルの地点に至り、増速を開始したところ、10時52分小岳山頂から114度460メートルの地点において、Aは、原針路のまま、速力が毎時80.0キロとなったとき、両手で後部座席後端のコの字型グリップ（以下「グリップ」という。）をつかんでいた同乗者が体勢を崩し、左手だけがグリップをつかんだままとなった直後、海上に投げ出されて左手をひねった。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、同乗者が左上腕骨遠位骨幹部粉碎骨折を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、博多港第3区のマリーナにおいて、知人を後部座席に跨乗させて発航する際、同乗者に対する安全措置が不十分で、遊走中、同人が体勢を崩し、海上に投げ出されて左手をひねったことによって発生したものである。

a 受審人は、博多港第3区のマリーナにおいて、知人を後部座席に跨乗させて発航する場合、遊走中に同乗者が体勢を崩すと同人に危険を及ぼすおそれがあったから、シートバンドをつかむように指示するなど、同乗者に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、知人は同乗経験者で指示するまでもなく自身の判断で無難に同乗できるものと思い、同乗者に対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、遊走中、グリップをつかんでいた同人が体勢を崩し、海上に投げ出されて左手をひねる事態を招き、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月25日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之